

○長野市溶融スラグ入りコンクリート二次製品利用基準

令和3年1月26日 制定

(目的)

- 1 この基準は、長野市発注の工事に使用する溶融スラグ入りコンクリート二次製品(以下「スラグ入り二次製品」という。)の利用に関して、必要な基準等を定め、適正な利用を図ることを目的とする。

(主たる利用基準)

- 2 スラグ入り二次製品の主たる利用基準については、長野県建設部が制定した「溶融スラグの利用基準」(平成31年2月27日付け 建政技第301号(平成31年4月1日適用))を基本とし、その他必要な事項について本利用基準において補完する。

(適用範囲)

- 3 長野市が使用できるスラグ入り二次製品は、別途定める「長野市溶融スラグ入りコンクリート二次製品一覧表」及びその他市長が認めたものとする。

(溶融スラグ)

- 4 スラグ入り二次製品に使用する溶融スラグは、長野広域連合が運営するごみ焼却施設で生成されたものとし、溶融スラグの生成者は、その責任において日本産業規格 JIS A 5031(一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)を満たすものでなければならない。

附則

この基準は、令和3年4月1日より施行する。